

東京 Rape Crisis Center 強姦救援センター ニュース

61

No.

裁判を傍聴して | 強姦被害と統計の数字
電話相談を受けて 自分のために決める
2005 年度会計報告 / 年間電話統計

03-3207-3692

相談時間 ■ 水曜：午後 6 時～9 時
■ 土曜：午後 3 時～6 時

私たちは強姦を次のように定義します

1. 強姦は、女性に対する支配・征服・所有が性行為という形をとった暴力です。
2. 強姦は、女性が望まない全ての性行為です。

電話相談を受けて

自分のために決める

被害にあったらどうするかというとき、その反応は様々ですが、とにかく警察へ行く、あるいは、とにかく弁護士に相談する、という人がいます。こうした行動の選択は、いずれにしてもこれから会うはずの警察や弁護士に対して、一定の信頼感を持っていることを意味します。警察には正義があると、多くの善良な人々は漠然と信じていますし、弁護士とは被害にあった相談者の側に立って話を聞き、相談者の利益のためにその専門知識を提供してくれるものだと思われています。

警察あるいは弁護士のところに行きたとき、被害者が抱える「ひどい目にあった」というストレートな憤りや打撃が、そのまま正当に受け止められることが、本来あるべき当然の対応です。もちろんそのように扱われて進んでいく事件もあるでしょう。しかし、必ずしもそうばかりはいえない事態も多くあります。訪れた警察署で、そんなのは事件にならないと一蹴されたり、相談した弁護士に、あなたにも落ち度があるからムリだと断られたりなどということは珍しくありません。信頼と期待を持って行動した被害者は、この予期せぬことで大きなショックを受け、

二重の打撃を負います。

警察や弁護士はこうあるべきというのは大切なことですが、しかし今現在被害を受け、どう行動するかというところに立たされている女性にとって、理想的状況の出現まで待つ時間の余裕はありません。今必要なのは、良い悪いとは別の次元で、現実を現実として認識すること、そして、その上で考えることです。自分にとっての利益を考え、自分を守るために必要な選択することは、何物にも優先します。

警察官も弁護士も裁判官も、多くは性被害に対しては偏見を持ち、男の論理で身構えています。そうした中へ飛び込んでいくのであれば、漠然と受身でいては傷つけられるばかりです。状況に対して男の論理で決め付けられたとき、そういう話ではないのだと、あなたは女の事実で状況を組立て直す必要があります。想像と違う対応を受けたとき、その落差に打撃を受け、エネルギーを奪われてしまうのは避けたいことです。また、こうした現実の壁に対して、力を傾けて戦うのも、身体の向きを変えるのも、どちらも自分のために決めればよく、何を選んでもそれは最良の選択です。

■ 電話数統計

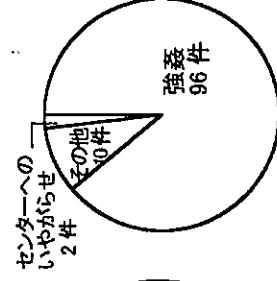
2005 年 8 月、2006 年 2 月

電話総数 138 件 (うち無言 30 件)

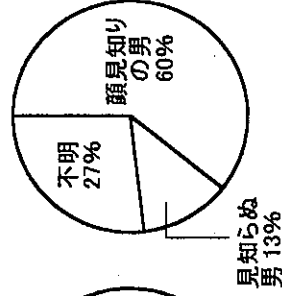
統計の説明

- 統計の中で、「屋内」というのは、住宅、学校、ホテル、職場など。「屋外」とは、路上、乗り物、公園など。
- 同じ被害者からの複数の相談も数に入れています。
- 「不明」とは、相談者が話さなかった場合です。

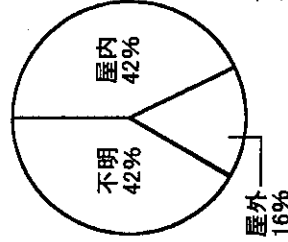
電話内容
(無言は除く)



加害者との関係



被害場所



裁判を傍聴して

センターのスタッフ養成トレーニングでは、プログラムの中に実際の裁判の傍聴があります。これはトレーニング期間中に傍聴した裁判のレポートです。

トレーニング期間中に、強制わいせつの刑事裁判を二件傍聴しました。実際に裁判を傍聴したことで、性犯罪が社会でどのように位置付けられ、扱われているのかを改めて認識し、考えさせられました。

まず法廷に入って印象的だったことは、裁判官をはじめ、検察官、弁護士、書記官、法廷での事務を行なう廷吏など、裁判に携わるほとんどの人が男であるということです。傍聴した二件のうち、一件の裁判官が女性でしたが、その他は全員が男でした。被害者は、犯人を告訴した時点から、多分このように男たちに取り囲まれた環境の中で、被害のことを幾度となく話させられてきたのだらうと思うと、心の負担を想像せずにはいられません。また、事件を調べて罪に問う立場の検察官や、有罪無罪を判断し処罰を決める裁判官のほとんどが男性で占められているという現実を考えると、女性の受けた被害の大きさがどれほど理解されるのかという思いにかられました。

傍聴した二件の強制わいせつの裁判

は、一件は小さい女の子が被害者で、もう一件は若い女性でしたが、どちらも犯人はやったことは認めているようでした。ただし、後者の事件では、弁護人は、被告人が統合失調症だからと罪の軽減を主張していました。また、この事件は女性が押し倒されたということなので、それを聞いて、なぜ強制わいせつ罪なのかと疑問を感じました。刑法で、強姦と強制わいせつの違いは、強姦、つまり性行をしたかどうかということにあります。そのために二つの事件は両方とも強制わいせつ罪とされていました。しかし、これらの事件が、強姦罪として裁かれる事件に比べて、被害者の感じる恐怖や悔しさが軽いかといえ、決してそうとは思えませんでした。

女性の受ける打撃は、自分の身体を他人に侵略されたことにあります。それは人間の人権と尊厳に関わる問題です。しかし、今の法律には、性被害に対してこうした捉え方は存在していないといえます。たとえば、電車の痴漢が服の上から身体を触ったのは「迷惑

防止条例」の違反であり、直接肌に触ったのは「強制わいせつ」という線の引き方です。ここには女性の身体に対する男の都合のよい発想しかありません。男は、女性は痴漢に身体を触られるのは「迷惑」だくらいにしか思っていないことがよくわかります。また一般に、男に身体を触られることを、女は喜んでいるはずだと理屈ぬきで信じているところがあり、そうした感覚の男たちが作る法律で、女性への性犯罪を裁くこと自体が問題なのだと、今回の傍聴で痛感させられました。

私は、女性たちの被害を少しでも減らす気持ちがあるのなら、国はまず性犯罪の法律を見直し、改めるべきだと強く思いました。現在の法律は、加害者をどう罰するかというより、いろいろな条件をつけて、加害者をどう赦免するかという目的のためにあるとしか思えず、このままでは性犯罪はますます助長され続けるでしょう。今回、裁判を傍聴したことで、今まで感じていたことがより鮮明に見えてきました。

強制わいせつ 13歳以上の男女に対し、暴行または脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6年以上10年未満の懲役。13歳未満の男女に対しわいせつな行為をした者も同様

強姦 暴行または脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は3年以上の有期懲役。13歳未満の女子を姦淫した者も同様

傍聴に行ってみましょう！

裁判は、公開が原則です。法廷でどんなふうに被害が扱われているのか、実際に知ることは、多くのことを教えてくれます。また、女性たちが女性の立場で司法の場に関心を向けることは大きな意味があることです。

裁判所は各都道府県に、それぞれの地域を管轄する地方裁判所及びその支部があります。

◆公判の情報は

女性団体や被害者支援グループなどが、公判の開かれる日の傍聴を呼びかけていることがあります。そうしたときに参加すると、支援にもつながります。それ以外は、電話で直接裁判所に問い合わせると情報が得られます。また、裁判所の受付に行けば、刑事裁判、民事裁判とも、その日に開かれる法廷の一覧表を見ることができます。裁判所の総務課で、その週の予定を閲覧できるところもあります。

◆法廷内は

法廷ではメモをとることができません。出入りは自由です。刑事裁判の場合、第一回公判を傍聴すると検察官による起訴状の朗読がありますので事件の概要について知ることができます。

強姦被害と統計の数字

顔見知りによる被害が86%

「男女間における暴力に関する調査」
内閣府

内閣府が昨年冬に行なった「男女間における暴力に関する調査」(全国20歳以上の無作為抽出した男女4500人を対象/有効回収数2888人(女性1578人男性1310人))において、顔見知りの男からの強姦被害が86%と報告されました。

調査は、1578人の女性の中に、「異性からむりやりに性交された経験」を問い、あつたと答えた計114人(7.2%)に対し、「加害者との面識の有無」を聞いたところ、「面識のあつた人」が86%と突出し、「まったく知らない人」が9.6%、「無回答」が4.4%でした。

センターの電話数統計では、常に、顔見知りによる被害が、見知らぬ男からの被害をはるかに上回っています。センターは1983年の設立以来、こうした被害の実態を初めて数字として捉え、社会に訴えてきましたが、公的な調査が同様の結果を報告したことは、

意味のあることだといえます。この「顔見知りによる被害が86%」という数字は、なるべくしてでた数字ではありませんが、とにかく国が資金を投じての調査であり、被害の実態を社会にアピールする数字にはちがいません。

警察の統計

これまで、加害者との関係を表わす公的な数字は、警察が発表する「面識なしがはるかに多い」という統計でした。人々はこれが被害の実態だというふうにイメージを固定してきました。しかし、これは、警察が「検挙した事件」に関する統計であり、実態を表わすと思うほうがおかしいのです。ほとんどの被害者は警察に行くことはありませんし、行くにしても、信じてもらいやすいと被害者が思う状況の被害、すなわち見知らぬ男からの被害のほうが行きやすくなるでしょう。

また、被害にあつたら訴えなくてはと警察に駆け込む被害者もいますが、話を聞いた警察官のイメージに合わないければ、告訴以前に、被害届けさえ受け付けられないことも少なくありません。その結果出た統計の数字なのです。から、これは、消防署が発表する火事の統計などとはまったく性質の違うものです。

数字の読み方

性被害に関しては、調査や統計の数字

がそのまま現実を反映していると捉えるのは大きな間違いです。今回の内閣府の調査にしても、数字の読み取り方次第では同様の危険性をはらんでおり、注意が必要です。

たとえば、同調査ではまず女性たちに「異性から無理やり性交された経験」の有無を聞いていますが、その回答の内訳は次のようです。1回あつた4%/2回以上あつた3.2%/まったくない90.1%/無回答2.7%。つまり、9割以上の人は被害経験はまったくなく、あつたという人は合計で7.2%ということになります。この数字を、被害経験が「あつた人が合計7.2%」だと受け取るのは間違いです。正しくは、「あつたと答えた人が合計7.2%」いたということです。

多くの女性は、被害にあつたことを他人に知られることを恐れています。また、自分の身体を自分の意思に反して、人の思うように扱われたということとは屈辱であり、その上、社会は被害にあつたことを汚れたことと見る風潮を未だ積極的に改めようとはしていませんから、こうした打撃は誰しも心の深いところで管理しているものです。ですから、たとえ匿名の調査でも、調査用紙の「被害にあつたことがある」といった項目に、被害者は簡単に印をつけることはしません。特に、今回の調査方法は、郵送留置訪問回収法であり、住居に郵送された調査用紙に回答

したものを、たとえ密封した封筒であっても、訪れた人に渡すのですから、上の傾向は強まる可能性が高いでしょう。郵送回収も選択できたようですが、調査票が、なんらかのことで自分のことだと見当をつけられるかもしれないと感じれば、自分の気持ちに負担のない回答を選んで済ませてしまうことのほうが多いでしょう。

また、被害にあつたことを記憶から消していたり、被害とは認めたくないために意識の上ではなかったことになっていたり、悪い恋愛の経験として処理されたりしている場合もあります。あるいは被害を受けても(無理やり性交されても)それが被害だというふうには認識されていないことも少なくありません。もともと、女性は性に対して受身であることを規定されていますから、強引にセックスをせまられるのは、そんなものだと思っていたり、イヤであつても相手の機嫌をそこねることへの恐れから応じたりなど、何が被害(無理やり)で、何がそうでないのか、女性自身もはつきり認識しようとしてこなかったところがあります。こうした事情をふまえた上で調査の数字を読み解くことが必要です。

一方、調査の実施や報告については、一つ間違えば被害の実態から離れ、固定観念の強化を招くことも起きかねず、調査の方法、質問の仕方などの充分な検討が必要です。

●センター会計

収入	
前年の繰越金	254,584
賛助会費	1,071,000
寄付金	489,200
書籍、ニュース	36,970
ブックレット	69,600
トレーニング代	141,420
雑収入	7
合 計	2,056,651

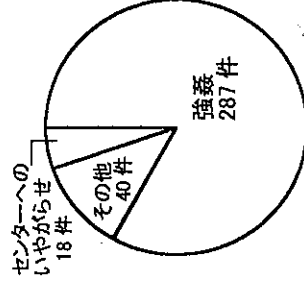
支出	
家賃	1,495,000
光熱水費	51,720
通信費・電話	78,038
・切手送料	82,510
Web 費	49,245
事務用品費	19,410
交通費 (私書箱)	16,230
印刷費	68,092
資料費	856
合 計	1,861,101

次年度へ繰越 195,550

●基金「あきらめない女たちへ」会計

収入	
前年の繰越金	1,135,238
寄付金	1,000
返還金	0
合 計	1,136,238
支出	
貸出金	0
合 計	0
次年度へ繰越	1,136,238

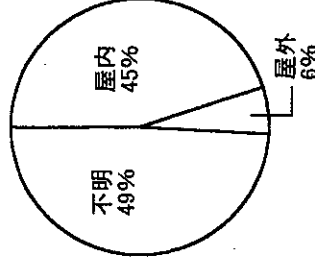
電話内容
(無言は除く)



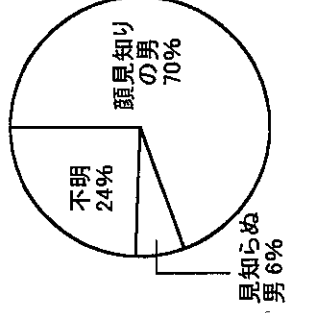
統計の説明

- 統計の中で、「屋内」というのは、住宅、学校、ホテル、職場など。「屋外」とは路上、乗り物、公園など。
- 同じ被害者からの複数の相談も数に入れています。
- 「不明」とは、相談者が話さなかった場合です。

被害場所



加害者との関係



年間電話数統計「2005年1月～12月」

●電話総数 482件 (うち無言137件)

2006 年 スタッフ養成トレーニング 5月27日スタート

- 日程 2006年5月27日(土) から約6ヶ月間 全20回
毎週土曜午後6時半～9時
- 会場 都内の公共施設
- 費用 毎回1500円
- 条件 原則としてトレーニングに全回出席できる女性
終了後、週一回(水曜または土曜)ボランティアでセンターに入れること
- 申し込み ハガキまたはEメールで、〒住所・氏名・年代・電話番号「トレーニング希望」と書き、センター迄
- 締切 2006年5月17日(水)必着
宛先/136-8691 江東区城東郵便局 私書箱7号 東京・強姦救援センター
E-mail wsw@tokyo-rcc.org

「センターより」

- 賛助会費・カンパの領収証は、振込み用紙の控えをこれにかえさせて頂きますので、ご一承ください。
- 郵便物の差出人が強姦救援センターでないほうが良い方は、その旨お知らせください。個人名でお送りします。
- 返信希望の場合は、返信用切手を同封して下さるよう、お願いいたします。
- 皆様のご意見、ご感想の投稿をお待ちしています。

■募集しています

- 賛助会員
年会費1口3000円で何口でも結構です。会員の方にはニュースレター等をお送りします。
- アドバイザー(女性)
弁護士、婦人科医師で、センターの活動に協力して下さる方、ご連絡をお待ちしています。なお、弁護士は加害者の弁護をしないことが条件です。
- スタッフ(女性の電話相談員)
約半年間のトレーニングを受ける必要があります。

編集後記

休日にしとしと降る雨は好きです。農耕民族のせいか、雨の日はしやうがない、今日は何もしないで良いと言われているようで、なぜか落ち着きます。雨の音には読書がよく合うのも、最近気づきました。古田